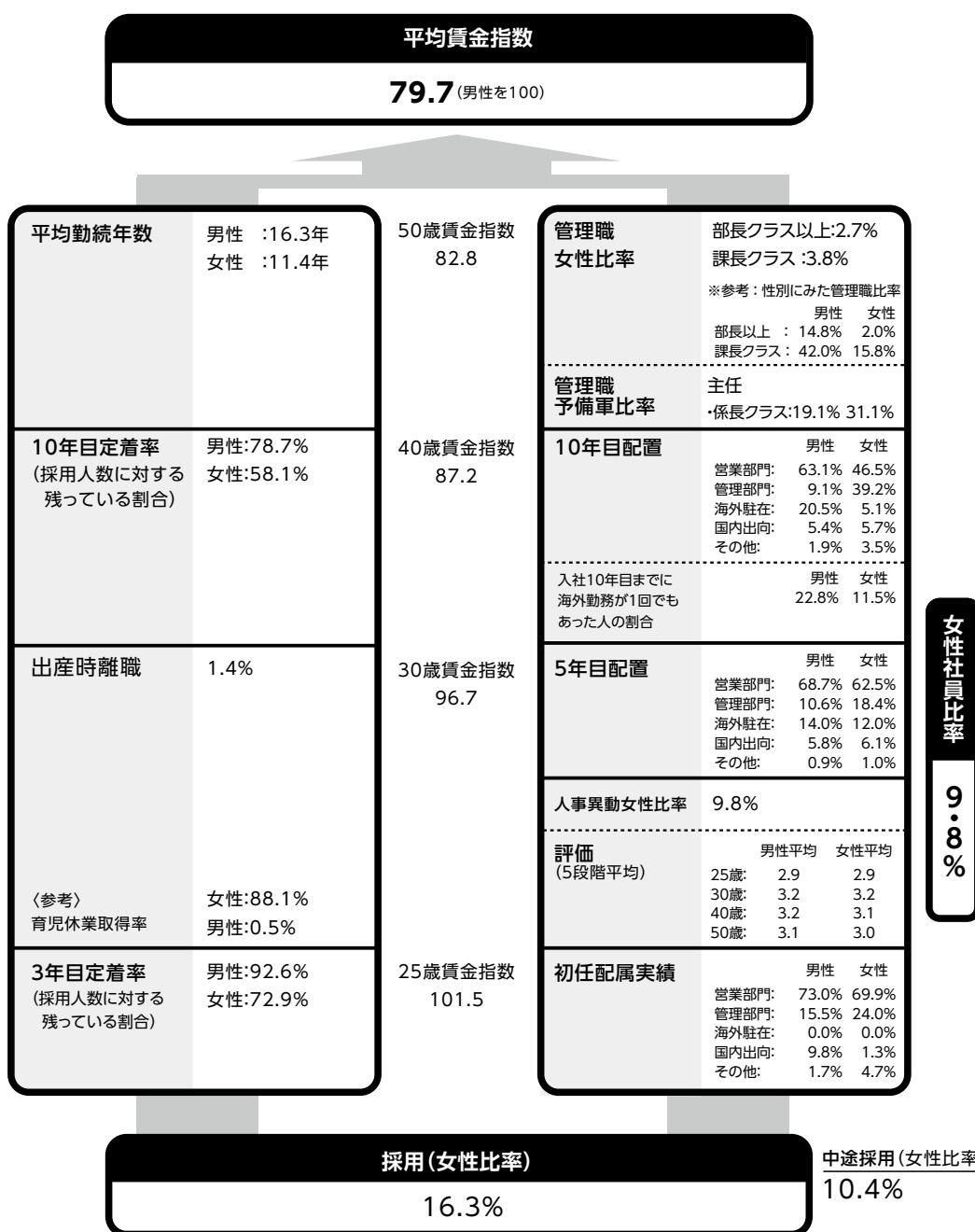


参考-② 業界平均値

業種別実態調査票より、平均賃金指数を男女待遇格差を表す最終的な指標とし、同指数の決定に影響する要素を「活躍」と「定着」に関連する指標として分類整理したものが、先に紹介した「表1」の図です。これらの指標については、現時点での業界の平均値が設定されています。

各会社においては、これらの業界平均値と自社のデータを比較して、業界内での自社の状況を確認することができます。貿易・商社業においては、総合職(一部指標については一般職含む)の「業界全体の平均値」を用意しています。自社の取組目標に応じて、比較する値を選択してください。

なお、見える化支援ツールでは一般職について確認する指標も用意していますので、参考指標として活用してください。



注・「女性比率」とあるものは、「男女計に占める女性の割合」を指す。

・集計対象は「総合職」。ただし「出産時離職率」、「育児休業取得率」のみ「一般職」も含めて集計

・賃金指数について、賃金の高い年齢の高い層で、女性の総合職の人数が少ないため、各年齢の賃金指数として、全総合職の平均賃金指数は低くなっている

〈指標解説〉

①平均賃金指数

- 男女間賃金格差は、男女の管理職比率や平均勤続年数に差異があることが主な要因となっています。
- 女性社員の比率に照らして、昇進・昇格の程度が男女で同じになるということは、男女均等に管理職への昇進・昇格ができていることを示します。これは女性が男性と同様の職務経験やキャリアを積んで昇進・昇格の対象となっていること、そのため同等の活用や待遇を受けていること、即ち「活躍」が進んでいることを示します。
- 勤続年数の長さが男女で格差が小さくなることは、女性も家庭的理由等で退社することなく、男性と同様に勤め続けることができていること、即ち「定着」が進んでいることを示します。
- 従って、男女での平均賃金は、男女の活用(昇進)や勤続の実態を総合的に反映した指数と言えます。同指数が100に近づくほど、「活躍」と「定着」の両方が進んでおり、男女格差が解消されつつあることを示します。

②「活躍」に関する指標(右側の指標)

- 代表的な指標として、管理職女性比率を選定していますが、管理職に至るまでの男女均等取扱いに関する指標として、以下の指標を設定しています。

- Ⓐ 管理職比率の男女差:部長以上クラス(役員含む)や課長クラスの比率
- Ⓑ 管理職予備軍比率の男女差:主任・係長クラスの比率(男女別)
- Ⓒ 10年目配置:10年目の配属段階で部門や職務を偏っていないかを検証します
- Ⓓ 入社10年目までに海外勤務が1回でもあった人の割合(男女別)
- Ⓔ 5年目配置:5年目の配属段階で部門や職務が偏っていないかを検証します
- Ⓕ 人事異動女性比率:人事異動のあった人に占める女性比率
- Ⓖ 評価:男女で人事評価点数に対する格差が生じていないかを検証します
- Ⓗ 初任配置実績:入社後の配属段階で部門や職務が偏っていないかを検証します

③「定着」に関する指標(左側の指標)

- 平均勤続年数で表されるように、女性が途中でキャリアを断絶することなく、男性と同様に勤続を続けることができているのか?を検証する指標として、勤続の項目毎に以下の指標を採用しています。

- Ⓐ 平均勤続年数の男女差:現時点での在籍社員の勤続年数平均の男女差
- Ⓑ 入社10年目定着率:現時点での勤続10年目社員の在籍率
- Ⓒ 出産時の離職率:補足指標として育児休業取得率
- Ⓓ 入社3年目定着率:現時点での勤続3年目社員の在籍率

④採用(女性比率)

- 応募状況も踏まえつつ、男女の採用状況を確認します。応募状況に比べ、男女の採用比率が極端に偏っていないか?などを検証します。

**見える化ツールは下記ホームページにて
閲覧・ダウンロードできます。**

見える化ツール 厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/topics/koyoukintou/2012/03/13-01.html>

厚生労働省委託事業

問合せ先

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 雇用均等政策課 均等業務指導室
TEL:03-5253-1111 (内線7844)

協力団体

一般社団法人 日本貿易会

〒105-6106 東京都港区浜松町2丁目4番1号 世界貿易センタービル6階
ホームページ <http://www.jftc.or.jp/>

企画・製作

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社



厚生労働省では、企業の皆さまのお役
に立てる人事労務に関する情報を
メルマガで配信しています。
登録はこちら
<http://merumaga.mhlw.go.jp/>

[著作権について]

本紙で紹介しています「見える化ツール」に関しての著作権は厚生労働省が有しています。
「見える化ツール」の内容については、転載・複製を行うことができます。転載・複製を行う場合は、出所を明記して下さい。
なお、商用目的で転載・複製を行う場合は、予め厚生労働省雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課均等業務指導室(03-5253-1111(内線7844))までご相談下さい。

[免責事項]

本紙の掲載情報の正確性については万全を期しておりますが、厚生労働省は、利用者が本紙の情報を用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではありません。

平成27年3月作成